

報 道 資 料

平成20年11月19日（水）

- 件 名 米軍岩国基地に係る安心・安全対策に関する国からの文書回答について
概 要 このことについて中国四国防衛局から文書回答を受けましたので下記のとおりお知らせします。

記

- 1 日 時 平成20年11月19日（水）15：00～15：55
- 2 場 所 市長応接室
- 3 相手方 中国四国防衛局長 中村 範 明（なかむら のりあき）
- 4 当 方 岩国市長 福田 良 彦（ふくだ よしひこ）
- 5 国からの回答 別紙1のとおり
- 6 市長コメント

本日、国から、10月31日に提出した米軍岩国基地に係る安心・安全対策に関する要望事項についての回答をいただきました。

国からの回答内容については、これから精査してまいります。住宅防音工事等に関しては全国的な制度上の制約もあり、必ずしも具体的な内容ではないと受け止めており、岩国市の実情に即した対応を求めてまいりたいと考えております。他方、騒音や治安問題に適切に対処するための騒音測定装置の増設や街頭緊急通報システムの設置、岩国基地の運用の態様変更等に関する情報提供や市の理解を得ることなどが明記されており、さらに、地元の意向を尊重する制度として市と国との間での定期的な協議の場を設置するなど前向きな回答であると評価しております。

今後は、議会にも報告し、国からも直接市議会に説明して頂くなど、課題解決に向けて粘り強く努力してまいります。

7 山口県に対し協力を求める事項に対する回答

なお、同日、山口県から「山口県に対し協力を求める事項について」口頭回答（別紙2のとおり）がありました。

岩国市総合政策部基地対策課

TEL 0827-29-5024(直通)

地地第13434号
20.11.18

岩国市長 殿

防衛省地方協力局長

米軍岩国基地に係る安心・安全対策について（回答）

貴殿におかれては、日頃から、岩国飛行場の安定的使用に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、去る10月31日に御要望のありました標記について、外務省との調整を了した上、別紙のとおり回答いたします。

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に当たり、周辺住民の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは極めて重要であると考えており、今後とも、貴市及び山口県と緊密に協議しつつ、誠意をもって対応してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

添付書類：別紙

1の(1)のアについて

防犯対策については、警察当局及び米側に対し、貴市の御要望も踏まえ適切な措置がとられるよう伝えてまいりたい。

なお、米軍岩国基地においては、平成10年以降、金曜日、土曜日、祝祭日及び特別休暇期間の午後10時から午前3時までの間、2人以上からなる1組の米軍人が制服を着用の上、基地正面から通称スリーコーナーまでの国道189号及び市道中津5号線沿線の飲食店の立ち並ぶ約1キロメートルの通りを徒歩で巡視しているところである。

1の(1)のイ及びウについて

御要望については、設置手法等の具体的な内容を貴市と調整してまいりたい。

1の(1)のエについて

日米両政府は、本年4月11日、在日米軍人の脱走が判明した場合には、そのすべてについて直ちに米側から関係都道府県警察に対して逮捕要請を行うこと等について基本合意したことを踏まえ、同年5月15日、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した。日本政府は、米側からの通報を渉外知事会に伝達することとなっており、かかる情報提供が円滑になされるために協力してまいりたい。

1の(2)のアについて

米軍岩国基地においては、米軍構成員が我が国に赴任した際、我が国の道路交通法、道路事情、基地周辺の地理、文化等に係る講習、現地体験講習等が実施されているほか、年2回、飲酒運転禁止、事件・事故防止に係る安全講習等が実施されているが、当省としては、引き続きかかる講習等の充実・徹底を米側に求めてまいりたい。

また、中国四国防衛局において直接、岩国基地の米軍構成員に対して基地問題の現状、事件・事故等について説明したところであり、今後も定期的実施してまいりたい。

1の(2)のイについて

日本政府は米側から年に一度、基地外に居住する米軍人等の人数に関する情報提供を受け、こうした情報を地方公共団体と共有することとなっており、かかる情報共有を着実に実施してまいりたい。

1の(2)のウについて

米軍岩国基地においては、平成16年以降、若年米軍構成員（以下「構成員」という。）の外出や飲酒を規制するリバティ・カード制度が導入されており、三等軍曹以下の構成員に対してはレッド又はゴールドの2種類の識別カードを発行し、同カードの所持を義務付けている。この制度は、原則として三等軍曹以下の構成員に対し深夜(午前0時から午前5時まで)の外出が制限されるレッドカードが発行され、同カード保持者のうち30日の観察期間中の素行良好な隊員について、所属司令官の判断に基づき外出制限のないゴールドカードが発行されるものである。このほか、レッドカード保持者のうち上等兵以下の構成員については単独外出の禁止、20歳未満の構成員についてはリバティ・カードにアンダー20と表記され飲酒禁止措置が課されている。

本年4月には、リバティ・カード制度について、対象構成員の拡大（三等軍曹以下から全階級へ）、上等兵以下に係るレッドカードからゴールドカードへの変更にあつては観察期間の延長（30日間から90日間へ）、同伴外出の義務の格上げ（上等兵以下から伍長以下へ）など、規制の強化が図られたところである。さらに、本年9月には、同伴外出の義務がレッドカード保持者全員に拡大されたところである。

このように、米軍岩国基地においては、構成員に対する自由時間における外出制限や基地外での飲酒の制限の措置が講じられているところであるが、今後とも、適切な措置が講じられるよう米側に働きかけてまいりたい。

1の(3)のア及びイについて

公務外の事故に係る補償については、加害者本人が賠償責任を負い、原則として当事者間で解決されることとなるが、加害者が無資力である等の理由から被害者への補償が困難な場合は、日米地位協定第18条6の規定に基づき処理されることとなっている。

中国四国防衛局においては、事故覚知後、速やかに被害者と接触し、かかる補償手続を御説明するとともに、加害者から被害者への補償状況を逐

一確認することとしており、示談困難な場合は直ちに被害者に対し損害賠償の請求案内を行うなど、被害者が適正な補償が受けられるよう、誠意をもった対応に努めている。

また、同局においては、被害者から損害賠償請求書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、その結果を米国政府に送付しているところであり、補償金の査定に当たっては、公務上における事故の場合と同様に、公平かつ公正に請求を審査し、被害者が米国政府から適正な補償が得られるよう努めている。なお、米国政府は被害者に提示する補償額の決定に当たっては、従来から、我が国の査定に係る考え方も尊重しているところである。

いずれにせよ、当省としては、米軍構成員等による事件・事故が発生した場合は、公務上、公務外の事案を問わず、今後とも、迅速かつ誠意をもった対応に努めてまいりたい。

なお、同局においては、日頃から警察及び米軍等関係機関との連携を密にし、事故情報の迅速な入手に努めており、また、賠償案内のリーフレットを作成の上、関係地方公共団体、警察署等に提供しており、被害者に対しては、警察等からリーフレットを提示した上、同局が賠償窓口となる旨を周知されるよう依頼を行っているほか、同局のホームページ等に賠償案内を掲載するなど、被害者への手続の周知にも努めているところである。

1の(4)のアについて

平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人、強姦等の犯罪で我が国として重大な関心を有しているものにつき、起訴前の拘禁移転を可能にする途が開かれた。実際にも、同合意に基づきこれまでに何度も起訴前の拘禁移転が行われている。

政府としては、日米地位協定については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、引き続き目に見える運用の改善を進めるよう努力していく考えである。

2の(1)のアについて

当省では、岩国飛行場の運用上、安全上及び騒音上の問題を解決するため、現在、滑走路を沖合へ約1キロメートル移設する事業を実施している。また、騒音発生源となる駐機場等の施設を現滑走路上及びその東側に設置

することを計画しており、本計画の実施は、騒音の軽減に資するものと考えている。

なお、空母艦載機等の移駐は、滑走路が沖合に移設された後に実施されることから、岩国飛行場周辺の騒音の状況は、移駐後においても、一部の区域を除き、滑走路の移設前である現状よりも改善されると予測しているところである。

いずれにせよ、移駐後の騒音状況を踏まえ、適切に対処してまいりたい。

2の(1)のイ及びウについて

岩国飛行場におけるエンジンテストについては、岩国日米協議会において、①すべてハッシュハウス（消音施設）の中で実施するよう万全を尽くし、それ以外は通告すること、②基本的には、80パーセント以上のエンジンテストは午後9時以降午前6時30分までの間は実施しないこと、③着艦訓練中のエンジンテストは原則として避けることが確認されているところである。

また、同飛行場における飛行時間等については、同協議会において、①滑走路運用時間(午前6時30分から午後11時まで)外に使用する場合はできる限り貴市に通報すること、②原則として午後9時以降午前7時までの訓練飛行は制限していること、③軍の任務遂行上不可欠な場合を除き、年末年始は飛行訓練自粛期間とし、盆の期間中は休日の方法で運用していること等が確認されているところである。

当省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(1)のエについて

中国四国防衛局においては、毎年末に翌年の年間地元諸行事並びに公立・私立学校の各種試験及び諸行事の予定について照会を行い、これにより得られた情報を米軍岩国基地に伝えるとともに、地元行事等への配慮要請を行っており、また、本省から在日米軍司令部に対しても同様に配慮要請を行っているところである。

今後とも、学校及び地域の諸行事への配慮について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(1)のオについて

岩国飛行場の周辺上空における飛行については、岩国日米協議会において、①離着陸の際、安全上許す限り、工場及び市街地の上空を飛行しないこと、②気象条件等安全運用上許す限り、南側で離着陸を行うこと、③市街地上空の飛行は、4,000フィート（1,219メートル）以上とすること、④着陸の際、旧由宇町上空の飛行をできるだけ避けるようにすることが確認されているところである。

当省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の（1）の力について

米軍再編に係る訓練移転については、平成18年度から実施しており、岩国飛行場からは、これまでに3回実施しているところである。今後もタイプⅠ（1回につき1から5機の米軍機が1から7日間参加）のみならず、タイプⅡ（1回につき6から12機の米軍機が8から14日間参加）規模の訓練を含め、引き続き訓練移転の着実な実施に努めてまいりたい。

また、KC-130の鹿屋基地やグアムへのローテーション展開については、米側との調整が整った段階で貴市に御説明することとしているが、できる限り詳細な情報提供に努めてまいりたい。

2の（1）のキについて

中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところであり、今後とも誠意をもって対応してまいりたい。

なお、苦情や問い合わせに係る同局の連絡先は次のとおりである。

平日の昼間 082（223）7109

平日の夜間、休日 082（223）8105

2の（1）のクについて

中国四国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所（うち、岩国市内7か所）に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努めるとともに、測定結果については同局のホームページ（アドレス：<http://www.mod.go.jp/rdb/chushi>）において公開しているところであるが、今後とも、できる限り最新の測定結果を公開できるように当該ホームページの更新間隔の短縮に努力してまいりたい。

また、リアルタイムでの測定結果の情報公開については、貴市から御要望の趣旨・内容を十分伺った上で、検討してまいりたいと考えている。

自動騒音測定装置の増設については、貴市の御要望を踏まえ、2か所増設してまいりたい。

2の(1)のケについて

米側においては、姫子島での弾薬処理について、原則として焼却処分によることとし、焼却し得ないものについては爆破処理している。処理に当たっては、実施期間を事前に通知するほか、一回の爆破処理量、気象条件等を十分考慮するなど、騒音等の軽減に配慮して実施しているものと承知している。

当省としては、姫子島での弾薬処理に伴う騒音等の軽減について、今後とも機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

2の(2)のアからウまで並びにオ及びクについて

住宅防音事業については、航空機騒音に係る国の重点施策として、早期に実施されるよう努力しているところであり、現下の国の厳しい財政事情の下、更なる促進に努力してまいりたい。

また、住宅防音工事の対象区域及び防音工事の補助対象施設の拡大に係る御要望については、次に述べる理由により、将来の検討課題であると考えている。

① 75WECPNL（航空機騒音の評価単位。以下「W」という。）

未満の区域における住宅防音工事等の取扱いについては、現実には、限られた予算を効果的に使用する観点から、現に高い騒音の影響を受けている75W以上の区域における住宅防音工事の促進を当面優先すべきと考えている。

② 外郭防音工事については、室内環境の保全をより一層確保するため、特に騒音の著しい85W以上の区域において、住宅全体を対象として実施しており、当面は、当該区域における同工事の進捗を図ることが肝要であると考えている。

③ 防衛施設周辺における防音工事については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）に基づき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に、特に静穏を要する学校などの教育施設、病院

などの医療福祉施設及び日常生活の中心拠点である居住の用に供する住宅を対象としている。

他方、航空機騒音対策の一環として、2の(1)のクについて述べたとおり、中国四国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所(うち、岩国市内7か所)に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努め、測定結果については、同局のホームページにおいて公開しているところであるが、特に、測定点の増設が急務であるとの貴市の御要望を踏まえ、騒音測定装置を更に2か所増設し、同飛行場周辺の航空機騒音の実態をより詳細に把握してまいりたい。

実態に即した区域指定については、今後、空母艦載機等が移駐する時期等を勘案した上で騒音度調査を実施し、その結果に基づき、適切に対処することとしたい。

2の(2)のエについて

住宅防音工事の助成については、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅を対象としており、当該指定後に新たに建設される住宅(新築住宅)については、その対象としていないところである。

また、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅が老朽化等の理由で建て替えられる場合であって、従前の住宅の解体時における所有者と防音工事の実施時における所有者とが同じ者であること等の一定の要件を満たすときは、住宅防音工事の助成の対象としているところである。

2の(2)の力について

住宅防音工事により設置した空気調和機器が設置後10年以上経過し、老朽化等によりその機能の全部又は一部を保持していない機器については、その取替工事に要する経費について助成の措置を講じているところである。

当該経費については、生活保護世帯に対しては、その全額を国庫補助し、その他の世帯に対しては、その90パーセントを国庫補助しているところであるが、再補助であること等にかんがみれば、全額補助は困難であることを御理解願いたい。

2の(2)のキについて

太陽光発電装置の設置については、一部の住宅に太陽光発電システムを設置し、モニタリングにより得られたデータの整理・分析を行い、同システムの設置に伴う技術的問題点等を検討し、設置助成の可否について検討することとしており、今後、データの整理・分析を早期に行い、よい成果が得られるよう努力してまいりたい。

2の(2)のケについて

現下の国の厳しい財政事情の下、テレビ受信料の助成区域の拡大は困難であるが、将来の検討課題の一つと考えている。

2の(3)のアについて

恒常的な空母艦載機離発着訓練施設（以下「恒常的施設」という。）については、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「2009（平成21）年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする」とされたことを受け、現在、日米間で協議を行っているところである。

なお、日本政府としては、岩国飛行場を恒常的施設の整備場所とする考えはない。

2の(3)のイについて

空母艦載機の移駐後、岩国飛行場において通常の飛行訓練が実施されることが考えるが、米側は、空母艦載機夜間着陸訓練（以下「NLP」という。）について、恒常的施設が提供されるまでの間、硫黄島を現実的に可能な限り使用することとしており、基本的に岩国飛行場でNLPを実施することはないとしている。

ただし、岩国飛行場は、現在でもNLPの予備飛行場に米側が指定していると承知しており、硫黄島において天候不良等により十分な訓練が実施できない場合には、岩国飛行場において、NLPが実施されることがあり得ることを御理解いただきたい。

また、空母艦載機のうち、いわゆる低騒音機（E-2C及びC-2）については、従来から厚木飛行場においてNLPを実施していると承知しており、空母艦載機が岩国飛行場に移駐した場合には、低騒音機のNLPが岩国飛行場において実施されることはあり得ることを御理解いただきたい。

3の(1)のアについて

米軍岩国基地においては、専門家の助言を得つつ、可能な限りの手段・方法により基地内のクロゴケグモの調査・駆除に努めており、本年10月末までに約5,200匹(成体)を発見・駆除している。また、その状況については、定期的に貴市及び山口県に対し情報提供されているものと承知しているが、御要望の趣旨については、改めて米側に申し入れてまいりたい。

3の(2)のアについて

排水処理施設については、引き続き提供施設整備により逐次整備を行うこととしている。また、今後、米軍再編に伴う施設整備及び人員増に対しても、その状況を踏まえ、所要の整備を行ってまいりたい。

3の(2)のイについて

当省としては、米軍岩国基地における消火訓練に当たって、周辺住民に及ぼす影響が最小限となるよう米側に申し入れているところであり、今後とも、貴市の御要望も踏まえ、米側に申し入れてまいりたい。

また、現在の建物火災を想定した消防訓練施設は、重油により木材を燃焼させるため黒煙が発生するが、提供施設整備により煙の発生が軽減される方式のものを整備する計画であり、このため本年度に所要の調査を行うこととしている。

3の(3)のアについて

米軍及び自衛隊は、演習・訓練等の実施に当たって、周辺地域に及ぼす影響にできる限り配慮するよう努めているところであるが、今後とも、十分配慮するよう米側にも求めてまいりたい。

3の(3)のイについて

演習・訓練等の実施に際しては、これまでも、地元地方公共団体等関係機関に対し演習・訓練内容を事前に通報しているところであり、引き続き事前通報に努めてまいりたい。

また、中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところである。

4のアについて

当省としては、岩国飛行場の円滑な運用のためには、貴市や周辺住民の方々の御理解と御協力を頂くことが重要であると考えており、今後とも、貴市の御意見等を十分伺いつつ、米側との所要の調整を行ってまいりたい。

4のイについて

御要望を踏まえ、貴市と中国四国防衛局との間での定期的な協議の場の設置について、具体的な調整を行ってまいりたい。

5のアについて

岩国飛行場の運用の態様の変更等については、適時適切に貴市等に情報提供を行うとともに、御理解が得られるよう努力してまいりたい。

5のイ及びウについて

米軍岩国基地においては、航空機、艦船等の整備点検や隊員への教育を通じて、航空機の運用や同基地港湾施設への入港に際しての安全の確保に努めているものと承知している。当省としては、御要望も踏まえ、今後とも、安全の確保等について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。

5のエについて

空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴い必要となる米軍家族住宅については、現在、米側との間でその所要の確認等を行っているところであり、今後、当該計画が具体化した段階で貴市等に御説明の上、御理解が得られるよう努力してまいりたい。

5のオについて

米軍岩国基地においては、滑走路移設工事に伴う工事車両等による交通渋滞の緩和を図るため、滑走路移設工事期間中の暫定措置として平成15年度に仮設北門（業者門）を開設し、基地への入門は仮設北門から、基地からの出門は北門から、それぞれ一方通行を実施しているところである。

また、仮設北門については、米軍再編に伴う施設整備工事期間中も使用する計画であるが、当該工事完了後の使用を含め、今後の交通渋滞の緩和措置については、貴市の御意見を伺いつつ、米側と調整してまいりたい。

5 の力について

岩国飛行場の設置又は運用により生ずる障害の防止、軽減等のための各種事業については、貴市の具体的な御要望をよく伺った上で、誠意をもって対応してまいりたい。

米軍岩国基地に係る安心・安全対策についての要望・回答（岩国市）

要 望 事 項	回 答
<p>1 治安対策の強化 (1) 防犯対策の強化 ア 警察及び憲兵隊による警らの強化を図ること。</p>	<p>防犯対策については、警察当局及び米側に対し、貴市の御要望も踏まえ適切な措置がとられるよう伝えてまいります。 なお、米軍岩国基地においては、平成10年以降、金曜日、土曜日、祝祭日及び特別休暇期間の午後10時から午前3時までの間、2人以上からなる1組の米軍人が制服を着用の上、基地正面から通称スリーコーナーまでの国道189号及び市道中津5号線沿線の飲食店の立ち並ぶ約1キロメートルの通りを徒歩で巡視しているところである。</p>
<p>イ 街路灯、防犯カメラ、街頭緊急通報システムを設置すること。</p>	<p>御要望については、設置手法等の具体的な内容を貴市と調整してまいります。</p>
<p>ウ 基地周辺地区の各戸にソーラー型の玄関灯を設置すること。</p>	
<p>エ 脱走兵の通報体制を強化すること。</p>	<p>日米両政府は、本年4月11日、在日米軍人の脱走が判明した場合には、そのすべてについて直ちに米側から関係都道府県警察に対して逮捕要請を行うこと等について基本合意したことを踏まえ、同年5月15日、日米合同委員会において、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した。日本政府は、米側からの通報を涉外知事会に伝達することとなっており、かかる情報提供が円滑になされるために協力してまいります。</p>
<p>(2) 米軍構成員等の規律の保持 ア 米軍構成員等に対して、規律の保持のための教育・訓練を行うこと。また、交通安全に関する教育、日本の生活、文化、道徳などを理解するための教育を行うこと。</p>	<p>米軍岩国基地においては、米軍構成員が我が国に赴任した際、我が国の道路交通法、道路事情、基地周辺の地理、文化等に係る講習、現地体験講習等が実施されているほか、年2回、飲酒運転禁止、事件・事故防止に係る安全講習等が実施されているが、当省としては、引き続きかかる講習等の充実・</p>

要 望 事 項	回 答
	<p>徹底を米側に求めてまいりたい。</p> <p>また、中国四国防衛局において直接、岩国基地の米軍構成員に対して基地問題の現状、事件・事故等について説明したところであり、今後も定期的に実施してまいりたい。</p>
<p>イ 基地外居住者の届出制度を創設し、居所の明確化を行うこと。</p>	<p>日本政府は米側から年に一度、基地外に居住する米軍人等の人数に関する情報提供を受け、こうした情報を地方公共団体と共有することとなっており、かかる情報共有を着実に実施してまいりたい。</p>
<p>ウ 犯罪防止のため、必要に応じて、米軍構成員等の外出や飲酒の制限など適切な措置を講ずること。</p>	<p>米軍岩国基地においては、平成16年以降、若年米軍構成員（以下「構成員」という。）の外出や飲酒を規制するリバティ・カード制度が導入されており、三等軍曹以下の構成員に対してはレッド又はゴールドの2種類の識別カードを発行し、同カードの所持を義務付けている。この制度は、原則として三等軍曹以下の構成員に対し深夜（午前0時から午前5時まで）の外出が制限されるレッドカードが発行され、同カード保持者のうち30日の観察期間中の素行良好な隊員について、所属司令官の判断に基づき外出制限のないゴールドカードが発行されるものである。このほか、レッドカード保持者のうち上等兵以下の構成員については単独外出の禁止、20歳未満の構成員についてはリバティ・カードにアンダー20と表記され飲酒禁止措置が課されている。</p> <p>本年4月には、リバティ・カード制度について、対象構成員の拡大（三等軍曹以下から全階級へ）、上等兵以下に係るレッドカードからゴールドカードへの変更に要する観察期間の延長（30日間から90日間へ）、同伴外出の義務の格上げ（上等兵以下から伍長以下へ）など、規制の強化が図られたところである。さらに、本年9月には、同伴外出の義務がレッドカード保持者全員に拡大されたところである。</p> <p>このように、米軍岩国基地においては、構成員に対する自由時間における外出制限や基地外での飲酒の制限の措置が講じられているところであるが、今後とも、適切な措置が講じられるよう米側に働きかけてまいりたい。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(3) 事件・事故の被害者への適切な対応 ア 公務外の米軍構成員等が起こした事件・事故により被害を受けた場合においても、日米両国政府の責任において補償が受けられるよう措置を講ずること。</p>	<p>公務外の事故に係る補償については、加害者本人が賠償責任を負い、原則として当事者間で解決されることとなるが、加害者が無資力である等の理由から被害者への補償が困難な場合は、日米地位協定第18条6の規定に基づき処理されることとなっている。</p>
<p>イ 損害賠償の手続きについて、迅速かつ誠意をもって対応すること。</p>	<p>中国四国防衛局においては、事故覚知後、速やかに被害者と接触し、かかる補償手続を御説明するとともに、加害者から被害者への補償状況を逐一確認することとしており、示談困難な場合は直ちに被害者に対し損害賠償の請求案内を行うなど、被害者が適正な補償が受けられるよう、誠意をもった対応に努めている。</p> <p>また、同局においては、被害者から損害賠償請求書の提出を受けたときは、その内容を審査した上、その結果を米国政府に送付しているところであり、補償金の査定に当たっては、公務上における事故の場合と同様に、公平かつ公正に請求を審査し、被害者が米国政府から適正な補償が得られるよう努めている。なお、米国政府は被害者に提示する補償額の決定に当たっては、従来から、我が国の査定に係る考え方も尊重しているところである。</p> <p>いずれにせよ、当省としては、米軍構成員等による事件・事故が発生した場合、公務上、公務外の事案を問わず、今後とも、迅速かつ誠意をもった対応に努めてまいりたい。</p> <p>なお、同局においては、日頃から警察及び米軍等関係機関との連携を密にし、事故情報の迅速な入手に努めており、また、賠償案内のリーフレットを作成の上、関係地方公共団体、警察署等に提供しており、被害者に対しては、警察等からリーフレットを提示した上、同局が賠償窓口となる旨を周知されるよう依頼を行っているほか、同局のホームページ等に賠償案内を掲載するなど、被害者への手続の周知にも努めているところである。</p>
<p>(4) 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直し ア 被疑者の起訴前の拘禁移転に係る日米地位協定の見直しを行うこと。</p>	<p>平成7年の日米合同委員会合意によって、殺人、強姦等の犯罪で我が国として重大な関心を有しているものにつき、起訴前の拘禁移転を可能にする途が開かれた。実際にも、同合意に基づきこれまで何度も起訴前の拘禁移転が行われている。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>2 騒音対策の強化</p> <p>(1) 航空機等の騒音軽減対策の推進</p> <p>ア 航空機等の騒音の軽減対策を推進すること。このため、消音施設、防音林、緩衝緑地帯を増設・整備するなど必要な措置を講ずること。</p>	<p>政府としては、日米地位協定については、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、引き続き目に見える運用の改善を進めるよう努力していく考えである。</p> <p>当省では、岩国飛行場の運用上、安全上及び騒音上の問題を解決するため、現在、滑走路を沖合へ約1キロメートル移設する事業を実施している。また、騒音発生源となる駐機場等の施設を現滑走路上及びその東側に設置することを計画しており、本計画の実施は、騒音の軽減に資するものと考えている。なお、空母艦載機等の移駐は、滑走路が沖合に移設された後に実施されることから、岩国飛行場周辺の騒音の状況は、移駐後においても、一部の区域を除き、滑走路の移設前である現状よりも改善されると予測しているところである。</p> <p>いずれにせよ、移駐後の騒音状況を踏まえ、適切に対処してまいりたい。</p>
<p>イ エンジンテストは必ず消音施設を使用して行うこと。</p> <p>ウ 早朝・夜間、土曜日、日曜日、祝日、盆及び年末・年始における飛行とエンジンテストを全面的に禁止すること。</p>	<p>岩国飛行場におけるエンジンテストについては、岩国日米協議会において、①すべてハッシュハウス（消音施設）の中で実施するよう万全を尽くし、それ以外は通告すること、②基本的には、80パーセント以上のエンジンテストは午後9時以降午前6時30分までの間は実施しないこと、③着艦訓練中のエンジンテストは原則として避けることが確認されているところである。</p> <p>また、同飛行場における飛行時間等については、同協議会において、①滑走路運用時間(午前6時30分から午後11時まで)外に使用する場合はできる限り貴市に通報すること、②原則として午後9時以降午前7時までの訓練飛行は制限していること、③軍の任務遂行上不可欠な場合を除き、年末年始は飛行訓練自粛期間とし、盆の期間中は休日の方法で運用していること等が確認されているところである。</p> <p>当省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>工 学校及び地域の諸行事に十分配慮した飛行とエンジンテストを行うこと。</p>	<p>中国四国防衛局においては、毎年末に翌年の年間地元諸行事並びに公立・私立学校の各種試験及び諸行事の予定について照会を行い、これにより得られた情報を米軍岩国基地に伝えるとともに、地元行事等への配慮要請を行っている。また、本省から在日米軍司令部に対しても同様に配慮要請を行っているところである。</p> <p>今後とも、学校及び地域の諸行事への配慮について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。</p>
<p>オ 市街地や産業振興に影響を与える地域の上空の飛行を行わないこと。</p>	<p>岩国飛行場の周辺上空における飛行については、岩国日米協議会において、①離着陸の際、安全上許す限り、工場及び市街地の上空を飛行しないこと、②気象条件等安全運用上許す限り、南側で離着陸を行うこと、③市街地上空の飛行は、4,000 フィート（1,219メートル）以上とすること、④着陸の際、旧宇町上空の飛行をできるだけ避けるようにすることが確認されているところである。</p> <p>当省としても、同協議会における確認事項の尊重について機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。</p>
<p>カ 訓練移転について、実質的な効果が現れるよう機数や期間の増加など規模の拡大を図ること。また、KC-130の鹿屋基地やグアムへの展開について、具体的な機数、期間等を示すこと。</p>	<p>米軍再編に係る訓練移転については、平成18年度から実施しており、岩国飛行場からは、これまで3回実施しているところである。今後もタイプI（1回につき1から5機の米軍機が1から7日間参加）のみならず、タイプII（1回につき6から12機の米軍機が8から14日間参加）規模の訓練を含め、引き続き訓練移転の着実な実施に努めてまいりたい。</p> <p>また、KC-130の鹿屋基地やグアムへのローテーション展開については、米側との調整が整った段階で貴市に御説明することとしているが、できる限り詳細な情報提供に努めてまいりたい。</p>
<p>キ 航空機騒音をはじめ、基地に関する住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。</p>	<p>中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところであり、今後とも誠意をもって対応してまいりたい。</p> <p>なお、苦情や問い合わせに係る同局の連絡先は次のとおりである。</p> <p>平日の昼間 082(223)7109 平日の夜間、休日 082(223)8105</p>

要 望 事 項	回 答
<p>ク 基地周辺の騒音測定を行うとともに、測定データをリアルタイムで情報公開すること。このため、自動騒音測定装置の増設やホームページの開設など必要な措置を講ずること。</p>	<p>中国国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所（うち、岩国市内7か所）に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努めるとともに、測定結果については同局のホームページ（アドレス：http://www.mod.go.jp/rdb/chushi）において公開しているところであるが、今後とも、できる限り最新の測定結果を公開できるように当該ホームページの更新間隔の短縮に努力してまいりたい。</p> <p>また、リアルタイムでの測定結果の情報公開については、貴市から御要望の趣旨・内容を十分伺った上で、検討してまいりたいと考えている。</p> <p>自動騒音測定装置の増設については、貴市の御要望を踏まえ、2か所増設してまいりたい。</p>
<p>ケ 姫子島で実施される弾薬処理時の騒音等の軽減について、必要な措置を講ずること。</p>	<p>米側においては、姫子島での弾薬処理について、原則として焼却処分によることとし、焼却し得ないものについては爆破処理している。処理に当たっては、実施期間を事前に通知するほか、一回の爆破処理量、気象条件等を十分考慮するなど、騒音等の軽減に配慮して実施しているものと承知している。</p> <p>当省としては、姫子島での弾薬処理に伴う騒音等の軽減について、今後とも機会あるごとに米側に申し入れてまいりたい。</p>
<p>(2) 住宅防音工事に関する制度の拡充</p> <p>ア 住宅防音工事の事業に関する予算額を増額するとともに、早期交付を行うこと。また、対象となる全家屋について、速やかに防音工事を実施すること。</p>	<p>住宅防音事業については、航空機騒音に係る国の重点施策として、早期に実施されるよう努力しているところであり、現下の国の厳しい財政事情の下、更なる促進に努力してまいりたい。</p> <p>また、住宅防音工事の対象区域及び防音工事の補助対象施設の拡大に係る御要望については、次に述べる理由により、将来の検討課題であると考えている。</p>
<p>イ 住宅防音工事について、対象区域の指定値を70WECPNLとすること。また、実態に即した区域指定を行うこと。</p>	<p>① 75WECPNL（航空機騒音の評価単位。以下「W」という。）未満の区域における住宅防音工事等の取扱については、現実には、限られた予算を効果的に使用する観点から、現に高い騒音の影響を受けている75W以上の区域における住宅防音工事の促進を当面優先すべきと考えている。</p>
<p>ウ 外郭防音工事の対象区域を75WECPNL区域に拡大すること。</p>	<p>② 外郭防音工事については、室内環境の保全をより一層確保するため、</p>

要 望 事 項	回 答
<p>オ 防音工事の補助対象施設を事務所、店舗等に拡大すること。</p>	<p>特に騒音の著しい85W以上の区域において、住宅全体を対象として実施しており、当面は、当該区域における同工事の進捗を図ることが肝要であると考えている。</p>
<p>ク 70WECPNL区域の住宅への冷暖房機設置の助成措置を講ずること。</p>	<p>③ 防衛施設周辺における防音工事については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）に基づき、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的に、特に静穏を要する学校などの教育施設、病院などの医療福祉施設及び日常生活の中心拠点である居住の用に供する住宅を対象としている。</p> <p>他方、航空機騒音対策の一環として、2の（1）のクについてで述べたとおり、中国四国防衛局では、岩国飛行場周辺の12か所（うち、岩国市内7か所）に自動騒音測定装置を設置し、常時騒音状況の監視に努め、測定結果については、同局のホームページにおいて公開しているところであるが、特に、測定点の増設が急務であるとの貴市の御要望を踏まえ、騒音測定装置を更に2か所増設し、同飛行場周辺の航空機騒音の実態をより詳細に把握してまいりたい。</p> <p>実態に即した区域指定については、今後、空母艦載機等が移駐する時期等を勘案した上で騒音度調査を実施し、その結果に基づき、適切に対処することとしたい。</p>
<p>エ 住宅防音工事について、区域指定後の新築・改築住宅も対象とすること。</p>	<p>住宅防音工事の助成については、環境整備法第4条の規定に基づき、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅を対象としており、当該指定後に新たに建設される住宅（新築住宅）については、その対象としないところである。</p> <p>また、第一種区域に当該指定の際現に所在する住宅が老朽化等の理由で建て替えられる場合であって、従前の住宅の解体時における所有者と防音工事の実施時における所有者とが同じ者であること等の要件を満たすときは、住宅防音工事の助成の対象としているところである。</p>
<p>カ 住宅防音工事により設置した空調機器の機能復旧に要する経費を全額補助すること。</p>	<p>住宅防音工事により設置した空気調和機器が設置後10年以上経過し、老朽化等によりその機能の全部又は一部を保持していない機器については、そ</p>

要 望 事 項	回 答
	<p>の取替工事に要する経費について助成の措置を講じているところである。当該経費については、生活保護世帯に対しては、その全額を国庫補助し、その他の世帯に対しては、その90パーセントを国庫補助しているところであるが、再補助であること等にかんがみれば、全額補助は困難であることを御理解願いたい。</p>
<p>キ 住宅防音工事により設置した空調機器に係る電気料金等について、太陽光発電装置を全対象家屋に設置するなど助成措置を講ずること。</p>	<p>太陽光発電装置の設置については、一部の住宅に太陽光発電システムを設置し、モニタリングにより得られたデータの整理・分析を行い、同システムを設置に伴う技術的問題点を検討し、設置助成の可否について検討することとしており、今後、データの整理・分析を早期に行い、よい成果が得られるよう努力してまいります。</p>
<p>ケ テレビ受信料の助成区域を拡大すること。</p>	<p>現下の国の厳しい財政事情の下、テレビ受信料の助成区域の拡大は困難であるが、将来の検討課題の一つと考えている。</p>
<p>(3) 空母艦載機離発着訓練 (FCLP) の禁止 ア 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設の建設場所を早期に決定し、同施設を岩国基地に建設しないこと。</p>	<p>恒常的な空母艦載機離発着訓練施設 (以下「恒常的施設」という。) については、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「2009 (平成21) 年7月又はその後の日米のロードマップ」において、「2009 (平成21) 年7月又はその後の日米の間、ただ早期に選定することを目標とする」とされたことを受け、現在、日米間で協議を行っているところである。 なお、日本政府としては、岩国飛行場を恒常的施設の整備場所とする考えはない。</p>
<p>イ 岩国基地において、空母艦載機等によるFCLP及び事前集中訓練を実施しないこと。</p>	<p>空母艦載機の移駐後、岩国飛行場において通常の飛行訓練が実施されると考え、米側は、空母艦載機夜間着陸訓練 (以下「NLP」という。) について、恒常的施設が提供されるまでの間、硫黄島を現実的に可能な限り使用することとしており、基本的に岩国飛行場でNLPを実施することはないとしている。 ただし、岩国飛行場は、現在でもNLPの予備飛行場に米側が指定していることと承知しており、硫黄島において天候不良等により十分な訓練が実施でき</p>

要 望 事 項	回 答
	<p>ない場合には、岩国飛行場において、NLPが実施されることがあり得ることを御理解いただきたい。</p> <p>また、空母艦載機のうち、いわゆる低騒音機（E-2C及びC-2）については、従来から厚木飛行場においてNLPを実施していると承知しており、空母艦載機が岩国飛行場に移駐した場合には、低騒音機のNLPが岩国飛行場において実施されることはあり得ることを御理解いただきたい。</p>
<p>3 環境対策の徹底 (1) クロゴケグモ対策の徹底 ア 基地内で完全駆除、撲滅するよう対策を講ずること。</p>	<p>米軍岩国基地においては、専門家の助言を得つつ、可能な限りの手段・方法により基地内のクロゴケグモの調査・駆除に努めており、本年10月末までに約5,200匹（成体）を発見・駆除している。また、その状況については、定期的に貴市及び山口県に対し情報提供されているものと承知しているが、御要望の趣旨については、改めて米側に申し入れてまいりたい。</p>
<p>(2) 環境に配慮した実施の実施 ア 基地に起因する排水の処理について、万全の措置を講ずること。</p>	<p>排水処理施設については、引き続き提供施設整備により逐次整備を行うこととしている。また、今後、米軍再編に伴う施設整備及び人員増に対しても、その状況を踏まえ、所要の整備を行ってまいりたい。</p>
<p>イ 消火訓練に当たっては、基地周辺住民に影響を与えないよう実施すること。</p>	<p>当省としては、米軍岩国基地における消火訓練に当たって、周辺住民に及ぼす影響が最小限となるよう米側に申し入れていきたい。</p> <p>貴市の御要望も踏まえ、米側に申し入れた消防訓練施設は、重油により木材を燃焼させるため黒煙が発生するが、提供施設整備により煙の発生が軽減される方式のものを整備する計画であり、このため本年度に所要の調査を行うこととしている。</p>
<p>(3) 演習・訓練等における基地周辺地域への配慮 ア 合同軍事演習、合同訓練等の実施の際には、その影響を基地の外に及ぼさないこと。</p>	<p>米軍及び自衛隊は、演習・訓練等の実施に当たって、周辺地域に及ぼす影響にできる限り配慮するよう努めているところであるが、今後とも、十分配慮するよう米側にも求めてまいりたい。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>イ 演習・訓練内容等については、地元自治体等の関係機関に速やかに事前通報するとともに、住民からの苦情や問い合わせは、国において対応すること。</p>	<p>演習・訓練等の実施に際しては、これまでも、地元地方公共団体等関係機関に対し演習・訓練内容を事前に通報しているところであり、引き続き事前通報に努めてまいります。</p> <p>また、中国四国防衛局では、当直体制をとっており、休日・深夜を問わず、住民からの問い合わせや苦情に対応しているところである。</p>
<p>4 地元の意向を尊重する制度の構築 ア 基地の管理・運用等については、岩国市の意向を踏まえた上で日米両国政府間において協議・交渉されること。</p>	<p>当省としては、岩国飛行場の円滑な運用のためには、貴市や周辺住民の方々の御理解と御協力を頂くことが重要であると考えており、今後とも、貴市の御意見等を十分伺いつつ、米側との所要の調整を行ってまいります。</p>
<p>イ 国と岩国市との定期的な協議の場を設けること。</p>	<p>御要望を踏まえ、貴市と中国四国防衛局との間での定期的な協議の場の設置について、具体的な調整を行ってまいります。</p>
<p>5 その他 ア 岩国基地の機能変更等が生じる可能性がある事案については、早期の情報提供を行うとともに、岩国市の理解を得ること。</p>	<p>岩国飛行場の運用の態様の変更等については、適時適切に貴市等に情報提供を行うとともに、御理解が得られるよう努力してまいります。</p>
<p>イ 航空機の運用については、安全の確保に万全の措置を講ずること。</p>	<p>米軍岩国基地においては、航空機、艦船等の整備点検や隊員への教育を通じて、航空機の運用や同基地港湾施設への入港に際しての安全の確保に努めているものと承知している。当省としては、御要望も踏まえ、今後とも、安全の確保等について機会あるごとに米側に申し入れてまいります。</p>
<p>ウ 岩国基地港湾施設への船舶の入港の際には、安全の確保について万全の措置を講ずるとともに、一般の船舶の航行等に影響を与えうる可能性がある場合には、岩国市に事前に通知すること。</p> <p>エ 空母艦載機部隊の移駐に伴う米軍家族住宅の場所決定に当たっては、岩国市に事前に説明し、理解を得ること。</p>	<p>空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴い必要となる米軍家族住宅については、現在、米側との間でその所要の確認等を行っているところであり、今後、当該計画が具体化した段階で貴市等に御説明の上、御理解が得られるよう努力してまいります。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>才 基地周辺の交通渋滞の緩和について、必要な措置を講ずること。</p>	<p>米軍岩国基地においては、滑走路移設工事に伴う工事車両等による交通渋滞の緩和を図るため、滑走路移設工事期間中の暫定措置として平成15年度に仮設北門（業者門）を開設し、基地への入門は仮設北門から、基地からの出門は北門から、それぞれ一方通行を実施しているところである。 また、仮設北門については、米軍再編に伴う施設整備工事期間中も使用する計画であるが、当該工事完了後の使用を含め、今後の交通渋滞の緩和措置については、貴市の御意見を伺いつつ、米側と調整してまいりたい。</p>
<p>力 障害防止工事、民生安定事業等に関する補助対象範囲の拡大と予算の増額を行うこと。</p>	<p>岩国飛行場の設置又は運用により生ずる障害の防止、軽減等のための各種事業については、貴市の具体的な御要望をよく伺った上で、誠意をもって対応してまいりたい。</p>

山口県に対し協力を求める事項に対する回答

1 警察と憲兵隊の共同による警らを実施すること。

(回答)

- 岩国警察署では、従来から米軍人犯罪の未然防止を念頭に、地域の特性に応じた重点的な警らを実施してきている。
- 県警としては、共同逮捕した場合に、十分な取調べや裏付け捜査ができないことなどから、共同警らの実施については、消極に解するものの、基地側と連携した警らのあり方を検討してまいりたい。

2 川下地区及び市内主要箇所、交番を増設又は新設するとともに、警察官を増員配置すること。

(回答)

- 県警察としては、交番の増設・新設や警察官の増員配置については、警察官の増員状況を踏まえて、川下地区を中心とした岩国市における事件・事故の発生状況などの治安要因を総合的に勘案して適正に配置してまいりたい。

3 川下地区及び市内主要箇所、交通監視カメラや防犯カメラ、街頭緊急通報システムを設置すること。

(回答)

- 防犯カメラ、街頭緊急通報システムについては、各自治体等で設置されれば、県警察としても有効に活用するなど、各自治体と連携して、犯罪の未然防止や発生時の早期検挙に努めてまいりたい。なお、交通事故自動記録装置については、国の予算措置や県内の交通事故の発生状況等も総合的に勘案しながら、必要性を検討してまいりたい。

4 市内全交番、駐在所に警ら車を配置し、事件・事故に対する対応力・機動力の向上を図ること。

(回答)

- 警ら車の交番・駐在所への配備が、事件・事故への対応力と機動力を向上させ、県民の安心・安全対策に有効であると認識している。
- 県警察としては、限られた車両台数の中で、必要性に応じた車両配備を行っており、今後、県内の治安情勢と米軍岩国基地を巡る治安情勢や事件・事故の発生状況を総合的に勘案して、必要性が認められれば車両を配備してまいりたい。